

「総合消費料金」に関するハガキにご注意ください！ ～不安にさせてお金を騙し取る架空請求ハガキです～

平成29年11月14日
千葉県消費者センター
電話 047(431)3811

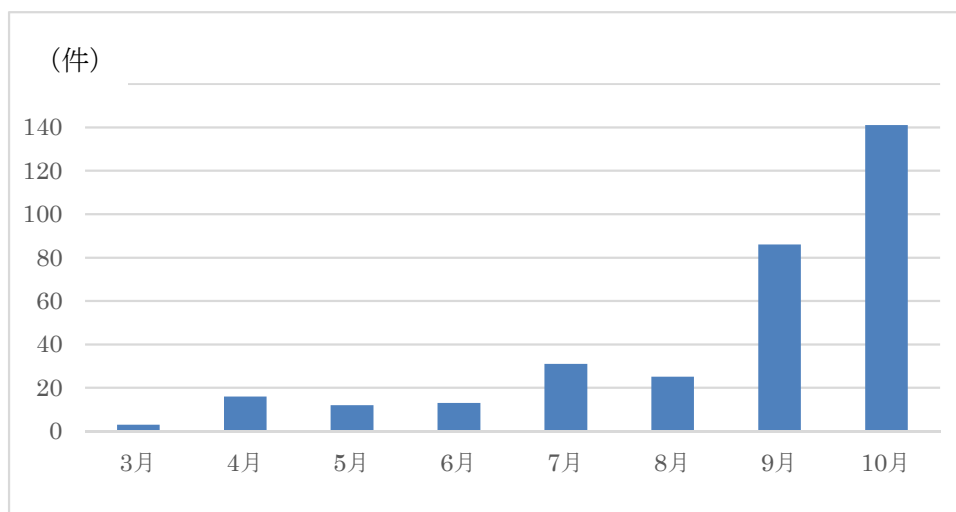
「総合消費料金に関する訴訟最終告知」等と書かれたハガキによる架空請求の相談が急増しています。

このようなハガキが届いても、決して相手に連絡せず、支払いもせずに見捨ててください。

対処に困った場合は、千葉県消費者センター（相談専用電話：047-434-0999）又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。

【参考】当センターに寄せられた相談件数（平成29年）

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
3件	16件	12件	13件	31件	25件	86件	141件	327件



<相談事例>

自宅に『総合消費料金に関する訴訟最終告知』等と書かれたハガキが届いた。『このまま連絡がない場合は原告側の主張が全面的に受理され、裁判後の処置として給与が差し押さえられる』と書いてあるが、全く身に覚えがない。どうすればよいか。

<アドバイス>

差出人として記載されている「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」や「民事訴訟管理センター」等は存在しない機関です。同様のハガキは全国的に送付されており、記載された電話番号に連絡すると、「訴訟になる」等と脅されて金銭を要求されます。このようなハガキが届いても、決して相手に連絡せず、支払いもせずに見捨ててください。